

■議案第33号 四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について

【要旨】

介護保険料は、介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されることになっています。今般、「四万十町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」を設置して、第6期の計画を策定しました。

この事業計画に基づいて、第6期（平成27年度から平成29年度）における保険料基準額（月額）を5,400円に設定するとともに、介護保険法施行令等の改正に伴い、第1号被保険者の保険料に関する基準が標準6段階から標準9段階に改正されたため、それに基づいて保険料基準額に乘じる割合の措置をこの条例改正により講じました。

また、地域支援事業における「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」、「在宅医療・介護連携推進事業」、「生活支援体制整備事業」「認知症総合支援事業」については、多様な主体による多様なサービスの充実などの受け皿の整備や地域の特性を活かした取組みを行うため、一定の時間をかけて準備する必要があることから、各事業開始を猶予する措置を講じました。

【主な改正内容】

- ・第6期計画に基づいて第1号被保険者の介護保険料の改定を行います。
- ・第1号被保険者の保険料率に関する基準を、標準6段階から標準9段階に改定します。
- ・所得の少ない第1号被保険者の軽減措置を行います。
- ・地域支援事業において、新たに義務付けられた新規事業の開始時期を、附則で一定の期間猶予できる措置を講じます。

【施行期日】

平成27年4月1日施行予定（ただし、国の政令の公布時期が遅れることが想定されるため、政令の公布を待たずに条例に規定してしまう恐れがあり、施行期日を条例から規則に委任しました。）